

道路占用許可基準および道路占用物件配置標準

制定 昭和53年告示第2号
改正 昭和58年 9月1日
改正 昭和61年 2月1日
改正 平成 元年 2月1日
改正 平成15年 5月1日
改正 平成28年 3月1日
改正 令和3年12月17日
(令和3年要綱第342号)

品川区道路占用規則(昭和53年品川区規則第2号)第4条の規定により、道路占用許可基準および道路占用物件配置標準を次のように定める。

道路占用許可基準

(目的)

この基準は、道路の占用が道路本来の機能を阻害しないよう許可の基準を定め、もって良好な道路環境の確保を図ることを目的とする。

第1 通 則

(占用の場所)

- 1 占用の場所については、別に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 路面に接して設ける占用物件は、歩道を有する道路においては、原則として、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路においては、路端寄りとすること。
 - (2) 歩道上に設けられるものにあつては、その有効幅員の3分の2以上(3m以上確保されている場合は、この限りではない。)、かつ、1.5m以上の余地が確保されていること。
ただし、公共または公益を目的とする場合であつて、交通上特に支障がない場合は、1m以上の余地を確保すれば足りる。
 - (3) 原則として、次に掲げる場所でないこと。ただし、電柱、電話柱、交通信号機、道路標識、消火栓標識、危険防止用構台、アーケード、公衆用ごみ容器、すいがら入れおよび路下に設ける物件については、この限りではない。
 - ① 断歩道、消火栓、街角、交通信号機、道路標識、消火栓標識の前後それぞれ5mの区域内
 - ② 横断歩道橋の昇り口、地下横断通路および地下鉄の出入口の手前5mの区域内
 - ③ バス停留所、橋、トンネル、踏切道の前後それぞれ10mの区域内
 - (4) 原則として、この基準の施行日から6ヶ月を経過した日以降に新設された主要幹線道路には、設けないこと。

(占有物件の構造)

2 占有物件の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 路上および上空に設ける物件については、倒壊、落下、はく離、汚損等により道路の構造および交通に支障をおよぼすことなく、都市の美観風致に調和したものであること。
- (2) 路下に設ける物件については、自重、積載荷重、土圧、交通重量ならびに地震その他の震動および衝撃に対して安全な構造であること。

第2 細 則

(法第32条第1項第1号該当物件)

1 電柱等の占有

電柱、電話柱等の占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路幅員10m以内の歩道を有しない道路においては、街角より2m以上、屈曲部の内側の頂点より1m以上の距離に設けること。また、交差点間の過半数を建替える場合は、原則として片側（占有者ごとに一側ではなく、電柱、電話柱はすべて同一路線上の片側とする。）に設けること。
- (2) 道路の立体交差部に設けないこと。ただし、甲道路に対して乙道路が伏せ越し（アンダー・パス）する場合の甲道路および高架道路と並行する高架道路下においては、この限りではない。
- (3) 同一路線に電柱、電話柱等を設ける場合は、原則として共架とすること。
- (4) 原則として、この基準の施行日から6ヶ月を経過した日以降に新設された主要幹線道路には、設けないこと。

2 装飾燈の占有

商店会等の団体が、その区域内の道路の照明を目的として設置する装飾燈の占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路幅員10m以内の歩道を有しない道路においては、原則として片側に設けること。
- (2) 燈柱は、金属または鉄筋コンクリート製とし、最大直径は、0.3m以下とすること。
- (3) 燈柱の側方に構造物を突き出す場合は、その下端は、車道においては路面から4.5m以上、歩道においては4m以上とし、出幅は1.4m以下で、かつ、光源の高さの5分の1以下とすること。
- (4) 燈柱の設置間隔および光源の高さは、次のとおりとすること。ただし、道路広場に設置する場合、電柱等に添加する場合または街路樹との関係上やむを得ない場合は、設置間隔を伸縮することができる。

[道路の幅員]	[設置間隔]	[光源の高さ]
20m以上	20m以上	5m以上
20m未満	15m以上	5m以上

- (5) 電燈の配線は原則として地下に埋設すること。
- (6) 電燈は、点滅したり過度のまばゆさを感じさせる種類のものでないこと。
- (7) 装飾燈の占有者名は燈柱の下部に巻き付け、または塗装すること。

- (8) 装飾燈には次に掲げる場合を除き広告物、装飾物を添加しないこと。
- ① 商店会等の団体名を表示した看板を添加する場合。
 - ② 一般の慣習による一時的な飾りつけをする場合。
 - ③ 広告物の添加により得られた広告料収入をすべて地域における公共的な取り組みに要する費用に充当することを目的として広告物を添加する場合。
- (9) 前号①～③により燈柱に添加する広告物および装飾物の幅は、取付け位置の直径の1.5倍以下、長さは直径の4倍以下とし、路面からその下端までの高さは歩道上においては3.5m以上、車道上においては4.5m以上とすること。

3 電線等の占用

電柱等に架設する電線等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 電線等の高さは、原則として、車道においては路面から5m以上、歩道においては3m以上とすること。ただし、街路樹の上空にあっては、街路樹に支障とならない高さが確保されるものであること。
- (2) 高架道路と並行する高架下道路および両側に電柱等が設けられている道路にあっては、道路を横断して架設しないこと。ただし、横断して架設することがやむを得ないと認められる場合は、原則として既設の横断個所とすること。
- (3) 道路を横断して架設する場合は、原則として、道路の方向に対して直角に横断すること。
- (4) 高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害を解消するための電線およびCATV（コモン・アンテナ・テレビジョン）ならびに有線音楽放送業務のための電線を架設するための柱は、原則として設けないこと。

4 変圧塔等の占用

送、配電用変圧塔または配電箱等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道または道路広場、橋下等の道路の有効幅員外に設けること。
- (2) 長軸を道路の方向と平行に設けること。
- (3) 歩道に設ける場合は、次のとおりとすること。

[歩道の幅員]	[長軸の長さ]	[短軸の長さ]	[高 さい]
4.5m以上	1.6m以下	1.1m以下	2.5m以下
3.5m以上	1.3m以下	0.8m以下	2.5m以下
3.5m未満	1.1m以下	0.45m以下	1.5m以下

5 郵便差出し箱の占用

郵便差出し箱の占用については、日本郵便株式会社が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 郵便局等建物前に設置する場合は、当該建物敷地内に余地がなく、やむを得ないと認められる場合に限ること。
- (2) 長軸を道路の方向と平行に設けること。

6 信書便差出し箱の占用

信書便差出し箱の占用については、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する一般信書便事業者が設けるものに限るものとし、5の規定を準用する。

7 公衆電話所等の占用

1 公衆電話所、警察官派出所、公衆便所、消防用器具格納施設の占用の場所については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路広場、橋下等の道路の有効幅員外に設けること。ただし、公衆電話所については、やむを得ない場合に限り、歩道に設けることができる。
- (2) 公衆電話所を電話局庁舎前に設ける場合は、当該庁舎構内に敷地の余地がなく、やむを得ないと認められる場合に限ること。

2 ポール式公衆電話の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 既設の電話柱等に添加すること。ただし、やむを得ず専用柱を設ける場合は、歩道上とすること。
- (2) 車輛の進行方向に対面して、利用できるように設けること。
- (3) 電話器の格納施設は、長径0.6m以下、高さ0.8m以下とし、その下端は路面から1m以上とすること。

8 広告塔等の占用

広告塔または装飾塔の占用については、地方公共団体または商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路広場等交通の支障にならない道路の有効幅員外に設けること。
- (2) 底面の長径または直径は1m以下とし、高さは路面から5m以下とすること。
- (3) 広報、祭礼または季節的行事等のため一時的に設けるものであること。
- (4) 占用期間は、原則として1ヶ月以内とすること。

9 公衆用ごみ容器等の占用

公衆用ごみ容器、公衆用吸い殻入れの占用については、地方公共団体および町会、商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 照明施設が完備し、交通の支障にならない場所に設けること。

- (2) 主として駅前広場、バス停留所、横断歩道等多数の人間が滞留する場所に設けるとし、その他の場所においては、設置間隔を道路の一侧100m以上の交互（千鳥）設置とすること。ただし、道路の一侧にのみ設ける場合は、50m以上とすることができる。
- (3) 構造等は、次に掲げるところによること。
 - ① ごみ容器の長径または直径は0.5m以下、高さは路面から0.8m以下とすること。
 - ② 吸い殻入れの寸法については、交通の支障とならず、付近に影響のない程度の大きさとし、事前に道路管理者に協議すること。
 - ③ 容器等の材質は、不燃性で堅牢なものとする。
 - ④ 容器等は都市の美観を損わない統一的な色彩、意匠とし、ごみまたは吸い殻の収集が容易なものとする。
 - ⑤ 容器等の設置は、建植式とし、路面に固定すること。
 - ⑥ 吸い殻入れについては、可能な限り標識等により喫煙スペースとしての範囲を明確にすること。
 - ⑦ 吸い殻入れの占有面積は、前号の範囲とし、改正健康増進法の本旨を十分に考慮したうえで、近隣住民等の意見等を反映させた形態とすること。
- (4) 容器等には、長さ0.1m以下、幅0.02m以下で、その占有者名および連絡先を表示すること。
- (5) 容器等を常に点検し、破損またはごみ、すいがらの堆積もしくは周辺への散乱等により、都市と美観、衛生を損わないよう十分な維持管理体制が整っていること。
- (6) 容器等には、広告物を掲出しないこと。

10 喫煙所の占有

喫煙所の占有については、地方公共団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 設置については、「品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例」（平成15年品川区条例第5号）で規定する路上喫煙禁止・地域美化推進地区の区域内で区長が指定する喫煙場所に設けるもの（指定喫煙所）に限る。
- (2) 道路の利用状況を勘案して交通および道路管理上支障にならない場所に設けること。
- (3) 近傍に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、十分な離隔を確保すること。
- (4) 喫煙所の設置を計画する場合は、改正健康増進法の本旨を十分に考慮し、事前に近隣住民および道路管理者等に十分な説明と理解を得たうえで、意見等を反映させた形態とすること。
- (5) 材質は燃えにくく堅牢なものとし、路面に固定すること。
- (6) 色彩および構造は、都市の美観を損なわない統一的な色彩、意匠とし、吸い殻等の収集が容易なものとする。
- (7) 受動喫煙を防止できるような構造とすること。

- (8) 壁および天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖型の構造（コンテナ型）または、壁で囲まれ、かつ天井が開放されている構造（パーティション型）とし、設置する際の技術的留意事項については、「屋外分煙施設の技術的留意事項について」（平成30年11月9日健発1109第6号）によらなければならない。
- (9) 誰もが利用できるバリアフリー対応型とすること。
- (10) 占用面積は、物件本体のほか、付随する施設も含めた全体部分とすること。
- (11) 占用者名および連絡先を表示すること。
- (12) 常に点検し、破損またはごみ、吸い殻の堆積もしくは周辺への散乱等により、都市の美観、衛生を損なわないよう十分な維持管理体制が整っていること。
- (13) 広告物を掲出しないこと。

11 フラワーポット等の占用

1 フラワーポット等の占用については、地方公共団体または町会、商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 幅員20m以上の道路の歩道または道路広場で、照明設備が完備し、かつ、交通に支障のない場所に設けること。
- (2) 歩道に設置する場合は、その有効幅員が2.5m以上確保されていること。
- (3) フラワーポットの設置間隔は、8m以上とすること。ただし、道路広場、橋下等にあっては、この限りではない。
- (4) フラワーポットの材質は、コンクリートまたはこれに類する堅牢なものとし、その形状、色彩等が都市の美観を損わない統一的なものとする。
- (5) フラワーポットの幅は1m以下、長さは3m以下、高さは路面から0.4m以下とすること。
- (6) 花木の植栽、手入れ、清掃等について、十分な維持管理体制が整っていること。
- (7) 植栽する花木は、路面から0.8m以下の高さを維持することができる種類のものとする。
- (8) フラワーポットには、長さ0.15m以下、幅0.05m以下の大きさで、その占用者名を表示すること。
- (9) フラワーポットには、広告物を掲出しないこと。

2 植込み（花壇）の占用については、前項（(3)、(5)および(7)を除く。）によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 植込み幅は、1m以下とすること。ただし、道路広場、橋下等にあっては、この限りではない。
- (2) 縁石の高さは、路面から0.05m以下とすること。
- (3) 植栽する花木は、路面から1m以下の高さを維持することができる種類のものとする。

12 彫像等の占用

彫像または碑の占用については、国または地方公共団体が設置するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等の交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 都市計画事業が完了した場所または都市計画事業に支障とならない場所とすること。
- (3) 原則として実在人物を表わすものでないこと。ただし、碑については、歴史上の人物で占用場所との地縁関係があり、かつ、文化または教育に寄与する場合については、この限りではない。
- (4) 高さ、大きさ、色彩、意匠等は、付近の美観と調和・均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。

13 噴水池の占用

噴水池の占用については、国または地方公共団体が設置するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等の交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 都市計画事業が完了した場所または都市計画事業に支障とならない場所とすること。
- (3) 高さ、大きさ、色彩、意匠等は、付近の美観と調和・均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。
- (4) 飛沫が池の外に飛ばない構造とすること。

14 投光器の占用

建築物、看板等を照明するための投光器の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 投光器を2つ以上設ける場合には、その設置間隔を1.5m以上とすること。
- (2) 投光器を取り付ける構造物の下端は、歩道においては、3.5m以上、歩道を有しない道路においては、路面から4.5m以上、出幅は1m以下とすること。
- (3) 電燈は、白色であって点滅しないこと。また、車輛の進行に支障とならないものとする。
- (4) 投光器を取り付けるための柱を設ける場合は、道路敷地外とすること。

15 防犯カメラ等の占用

防犯カメラ等の占用については、国または地方公共団体が公共目的で設けるもののほか、区の補助金を受けて設置するもので、地域の良好な都市景観に適合したものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 原則として、防犯カメラは電柱、電話柱、装飾燈等に添加したのものに限るものとする。
- (2) 防犯カメラ等を取り付ける構造物の下端は、原則として、歩道においては路面から2.5m以上、歩道を有しない道路においては、路面から4.5m以上とすること。

16 ベンチの占用

ベンチの占用については、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者の団体または町会もしくは商店会等の団体その他これらに準ずるものであって、適確な管理能力を有すると認められる団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) ベンチは、次に掲げる場所で、交通に支障とならない場所に設けることとし、歩道の有効幅員の3分の2以上、かつ、1.5m以上の余地を確保すること。
 - ① 駅前広場
 - ② コミュニティー道路として整備された道路
 - ③ 福祉施設、病院等の付近のバス停留所またはタクシー乗場
 - ④ 上屋の設置されているバス停留所またはタクシー乗場
- (2) ベンチは、原則として、長さ3m以下、幅0.7m以下とし、路面に固定すること。
- (3) ベンチの材質は、腐朽、褪色しないものであること。
- (4) ベンチには、長さ0.15m以下、幅0.05m以下で、占用者名を表示すること。
- (5) ベンチには、広告物を掲出ししないこと。

17 スピーカーの占用

商店街振興のための街頭放送用のスピーカーの占用については、商店会等が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 原則として、スピーカーは電柱、電話柱、装飾灯等に添加したのものに限ること。
- (2) スピーカーは、路面から5m以上、10m以下の位置に設置すること。
- (3) スピーカーの大きさは、直径30cm以下のものとする。

(法第32条第1項第2号該当物件)

18 地域冷暖房施設の占用

地域冷暖房施設の占用については、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第3条の規定に基づき、経済産業大臣から熱供給事業の許可を受けている者が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 東京都都市計画地域冷暖房として、都市計画決定されていること。
- (2) 頂部と路面との距離は、原則として、3.5m以上とすること。
- (3) 設置にあたっては、次に掲げる場合を除き、道路横断とすること。
 - ① 供給区域内において、供給対象外のビルの敷地内を横断する場合
 - ② 供給区域外を横断する場合

(法 32 条第 1 項第 4 号該当物件)

19 日除けの占用

1 巻き上げ式日除けおよび固定的に取り付けた日除けの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 日除けは、建物に取り付け、その下端は、路面から 2.5m 以上とすること。ただし、固定的に取り付けた日除けは、車道においては 4.5m 以上とすること。なお、品川区景観計画（平成 23 年 4 月 1 日運用開始）に基づく重点地区に指定された地区においては、車道の基準を適用しない。
- (2) 巻き上げ式日除けに方杖を設けるときは、その下端は、路面から 2 m 以上とすること。
- (3) 歩道を有する道路の歩道または歩道を有しない幅員 8 m 以上の道路における出幅は、1.0m 以下とし、歩道を有しない幅員 8 m 未満の道路における出幅は、0.5m 以下とすること。
- (4) 巻き上げ装置は、道路に突き出さないこと。
- (5) 日除けの材質は、布、ビニール等で難燃性のものとする。
- (6) 車道に面する部分および側面には、梁より下に側布等をつり下げないこと。

2 夏季等に仮設的に設ける跨道式日除けについては、次の各号に掲げるところによるほか、「アーケードの取扱いについて」（昭和 30 年 2 月 1 日付国消発第 72 号、建設省発住第 5 号、警察庁発備第 2 号）によらなければならない。

- (1) 連続して設置する場合は、延長 50m 以下ごとに 1 m 以上の間隔を設けること。
- (2) 日除けの一端の支柱は歩道内の車道側に設け、他の端は道路敷地以外に設けること。歩道幅員 3 m 未満の場合は、車道側に支柱を設けないこと。
- (3) 支柱の直径は、0.1m 以下とし、建柱孔には根巻きコンクリートを施すこと。
- (4) 支柱を取り外した建柱孔には、蓋をし、交通に支障のないようにすること。
- (5) 車道に面する部分および側面には、梁より下に側布等をつり下げないこと。
- (6) 日除けには、広告物、装飾物等を添加または塗装しないこと。

20 公共用歩廊（アーケード）の占用

1 アーケードの占用については、次の各号に掲げるところによるほか、「アーケードの取扱いについて」（昭和 30 年 2 月 1 日付国消発第 72 号、建設省発住第 5 号、警察庁発備第 2 号）によらなければならない。

- (1) 幅員 2.5m 以上の歩道に設けること。
- (2) 歩道を有しない道路においては、その道路幅員が 7.5m 以上の道路に設けること（法 56 条の規定により指定を受けた道路にあっては、幅員 8 m 以上）。ただし、一方通行の制限のある道路については、道路幅員が 6 m 以上の道路に設けることができる。
- (3) 急勾配の道路に設けないこと。
- (4) 歩道内の車道寄りに設ける支柱の間隔は、6 m 以上とすること。
- (5) 路端寄りの支柱は、原則として道路敷地外に設けること。
- (6) 幅員が 3 m 未満の歩道上に設ける場合は、原則として、歩道内の車道寄りに柱を設けないこと。ただし、歩道内の車道寄りに電柱、電話柱等が設けられている場合は、この限りでない。

- (7) アーケードの長さは、原則として 30m以上とすること。
 - (8) 幅員 4 m以上の道路が連結する部分は、原則として、切断すること。
 - (9) 街路樹がある場合は、生育に支障とならないように、屋根の部分を後退または切断すること。
 - (10) 既設の装飾灯がある場合は、原則として、これを撤去し、アーケードの下端または支柱に添加すること。
 - (11) アーケードの下に看板を添架する場合は、規格化された自家用看板に限るものとし、1 店舗または 1 事業所につき 1 個とする。添加する看板は、歩道上では路面からの高さ 2.5m以上、歩道を有しない道路では 4.5m以上とし、その出幅は、1 m以下とすること。
 - (12) 前号の看板および次に掲げる場合を除き、広告物、垂れ幕、ポスター、その他の工作物、物件等を添加しないこと。
 - ① 一般の慣習による一時的な飾りつけをする場合。
 - ② アーケードの出入り口を表示する商店会名の看板を添架する場合。
 - ③ 広告物の添加により得られた広告料収入をすべて地域における公共的な取り組みに要する費用に充当することを目的として広告物を添加する場合。
- 2 道路の前面または大部分をおおうアーケードの占用については、前項(3)、(5)、(7)、(10)および(12)を適用すること。

21 上屋の占用

バス停留所またはタクシー乗場に設置する上屋の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者または一般乗用旅客自動車運送事業者の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 上屋は、歩行者の利用状況や地域の実情をかんがみ、円滑な交通の確保のうえから支障がない次の場所に設けること。
 - ① 駅前広場の交通島
 - ② 幅員 3 m以上の歩道
 - ③ 歩車道の区別のない道路^{のり}の法敷等
- (2) 次に掲げる要件を満たす場合は、前号②の規定にかかわらず、概ね幅員 2.5m以上の歩道であっても上屋を設けることができる。
 - ① 歩車幅員以外の事項についてすべて基準に適合し、道路管理上支障がないこと。
 - ② 上屋設置後の上屋を除いた幅員を 0.5m以上 1.0m程度確保すること。
 - ③ 福祉施設もしくは病院等の付近または高齢者等が多数利用する施設の周辺であること。
- (3) 構造は、次に掲げるところによること。
 - ① 上屋は、平屋建てとし、原則として壁等の囲いを設けないこと。ただし、風雨等のため特に壁等の囲いを設ける必要があり、かつ、道路管理上支障のない場合においてはこの限りではない。
 - ② 上屋の主要構造部の材質は、原則として不燃性のものとする。

- ③ 柱の位置は、原則として、歩道にあっては歩道内の車道寄り、^{のり}法敷にあっては民地側とすること。
- ④ 柱の間隔は、原則として、3 m以上とすること。
- ⑤ 屋根の幅は、駅前広場の交通島に設ける場合を除き、原則として2 m以下とすること。ただし、幅員4 m以上の歩道に設けるものについては、歩道幅員の2分の1以下の範囲で設けることができる。
- ⑥ 屋根の長さは、駅前広場の交通島に設ける場合を除き、原則として、12m以下とすること。
- ⑦ 上屋は、雨水の処理を考慮した構造とすること。
- ⑧ 上屋の高さは、原則として路面から2.5m以上3.5m以下とすること。
- ⑨ 原則として、照明施設を設けることとし、照明施設の配線は地下に埋設すること。
- (4) 車道と直角に上屋に壁等の囲いを設置する場合には、囲いが設置された幅員を除き、次の有効幅員を確保すること。
 - ① 歩行者の交通量の多い歩道にあっては3.5m以上、その他の歩道にあっては2.0 m以上。
 - ② 歩行者等の交通量の多い自転車歩行者道にあっては4.0m以上、その他の自転車歩行者道にあっては3.0m以上。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロック（当該上屋に誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合は、当該上屋と視覚障害者誘導用ブロックとの間に、視覚障害者が壁面と接触せず通行できる十分な間隔を確保すること。この場合において、やむを得ず視覚障害者誘導用ブロックを移設することにより対応するときは、視覚障害者の安全な通行が確保されていること。
- (6) バス停留所およびタクシー乗場に設置されている上屋（以下「バス停上屋」および「タクシー乗場上屋」という。）を除き、上屋には広告物等を掲出しないこと。
- (7) バス停留所は、可能な限り統合し、上屋の効率的な活用を図ること。

(法 32 条第 1 項第 5 号該当物件)

22 地下街および地下駐車場の占用

地下街および地下駐車場の占用については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）その他の関係法令の定めるところによるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地下街の設置者および管理者は、原則として国、地方公共団体またはこれに準ずる公法人（駅前広場に設ける地下街にあっては、当該駅前広場に係る鉄道事業またはバスターミナル事業を営む法人を含む。）またはこれらからおおむね3分の1以上の出資を受けている法人でなければならない。ただし、公共主体の出資が3分の1を下回る場合にあっては、地下街の適正な設置および管理を十分確保し得る措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (2) 堅固で耐久性を有するとともに、道路および地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
- (3) 車道に設ける場合には、道路の強度に影響を与えないものであること。

- (4) 当該地域の土地利用計画および公共公益施設の整備計画等に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 誘導灯および歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる広告、看板等を設けないこと。
- (6) 次に掲げる営業内容の店舗を設けないこと。
 - ① 大型の商品を取り扱うもの等一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - ② 爆発性の物件もしくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、または設置し、一般歩行者に危害または不快の感を与えるおそれのあるもの
 - ③ 風俗営業等の風紀を損なうおそれのあるもの
 - ④ 宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの
- (7) 耐震対策については、「地下街の安心避難対策ガイドライン」（平成 26 年 4 月国土交通省都市局街路交通施設課）に準じ、適切に行うこと。

23 貯水槽の占用

震災対策用として設ける貯水槽の占用については、地方公共団体または消防長もしくは消防署長が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 48 条の規定により指定された避難道路およびその両側奥行 500m 以内の道路、ならびに同条例第 47 条の規定により指定された避難場所から 3 km 以内の道路に設けるものとし、その位置は、高架道路下、緑地帯等の道路の有効幅員外であること
- (2) 構造は、鉄骨または鉄筋コンクリート造りとし、その頂部と路面との距離は、1.5 m 以上とすること。

24 上空通路の占用

道路の上空を横断して設ける上空通路の占用については、通路の設置によって地上交通の緩和または多人数の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第 7 条の同意の運用について（通知）」（平成 30 年 7 月 11 日付消防予第 423 号）、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成 30 年 7 月 11 日付警察庁丁規発第 84 号）および「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成 30 年 7 月 11 日付国住指第 1201 号、国住街第 80 号）によらなければならない。

- (1) 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として、占用申請者が道路の両側の施設の大部分を所有していること。
 - ① 官公署の施設
 - ② 学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設
 - ③ 病院、その他の医療施設または保育所その他の社会福祉施設
 - ④ 百貨店およびこれに類する施設
 - ⑤ 都市計画施設および市街地開発事業による施設

- ⑥ その他、都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて特に必要と認められる施設
- (2) 通路を設けることができる道路は、幹線道路（道路法第 56 条の規定により、国土交通大臣が指定した主要地方道および都が管理する一般国道）以外の道路であって、幅員が 16m 以下であること。
 - (3) 通路は、路面に対してほぼ水平とし、原則として道路の中心線に対して直角に結ぶものであること。
 - (4) 通路を同一建築物に 2 個設ける場合は、一方の垂直投影上の範囲内に設けること。
 - (5) 通路の支柱は、道路敷地内に設けないこと。
 - (6) 構造は、不燃性のものであって、その主要部分を鉄骨または鉄筋コンクリート造りとし、必要に応じ雪止めの設備を設けるものであること。
 - (7) 通路には、ガス管、水管、熱供給管、高圧電線等を添加しないこと。
 - (8) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等に支障を及ぼさないような高さ（5.5m 程度以上）とすること。
 - (9) 通路の規模は、常時通行する人数もしくは運搬する物品の数量または非常の際避難する人数に応じた適切な幅員とすることとし、原則 6m 以下とすること。ただし、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方および大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく幅員の考え方を参考にした上で、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等を考慮した結果、6m を超える幅員が必要な場合はこの限りでない。

25 屋上連結通路の占用

建築物の屋上部を連結する通路の占用については、24「上空通路の占用」によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 屋上連結通路を設置する建築物は、それぞれ同一の管理者が管理するものであって、高さが 31m を超えないものであること。
- (2) 屋上連結通路は、その側面に人の転落または物の落下を防止するために必要な防護柵等の施設が設置されたものであること。

26 地下通路の占用

地下通路の占用については、通路の設置によって地上交通の緩和または多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、「道路の管理に関する取扱いについて」（昭和 32 年 5 月 29 日付道発第 147 号の 2）によらなければならない。

- (1) 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として、占用申請者が道路の両側の施設の大部分を所有していること。
 - ① 官公署の施設
 - ② 学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設
 - ③ 病院、その他の医療施設または保育所その他の社会福祉施設

- ④ 百貨店およびこれに類する施設
 - ⑤ 都市計画施設および市街地開発事業による施設
 - ⑥ その他、都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて特に必要と認められる施設
- (2) 通路の設置は、既存の諸施設または公共・公益施設の整備計画等に支障を及ぼさないこと。
 - (3) 通路は、原則として道路の中心線に対して直角に結ぶものであること。
 - (4) 通路の設置位置は、危険物の地下槽（ガソリタンク等）から水平距離が10m以上であること。
 - (5) 通路の幅員は、必要最小限とし、6m以下とすること。また、床面から天井までの高さは2.5m以上とすること。
 - (6) 構造は、鉄骨または鉄筋コンクリート造りとし、その頂部と路面との距離は、2.5m以上とすること。
 - (7) 通路の出入口は、道路敷地外に設けること。
- 2 前項の規定にかかわらず、地下街または公共地下道と沿道建築物とを連結するための通路の占用については、22「地下街および地下駐車場の占用」によらなければならない。

27 横断橋の占用

横断橋の占用については、横断橋の設置によって地上交通の緩和または多人数の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 原則として、常時一般交通に開放し、横断歩行者の利便を図るものであること。
- (2) 道路施設である横断歩道橋からの距離は、原則として100m以上とすること。
- (3) 構造は、次に掲げるところによること。
 - ① 主要な部分は、鉄骨、鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート造りとすること。
 - ② 横断橋は、原則として道路の中心線に対して直角に架設し、橋げたの下端は、路面から4.7m以上とすること。
 - ③ 階段、橋脚は、道路敷地外に設けること。ただし、やむを得ず道路敷地内に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることとし、歩道の有効幅員を3m以上確保すること。
 - ④ 橋脚の設置が前号によりがたい場合であって、1.5m以上の中央分離帯のある道路においては、中央分離帯内に設置することができる。
 - ⑤ 横断橋には、歩行者の危険を防止するため、照明灯および柵を設けること。
- (4) 横断橋には、広告物を掲出しないこと。

(法第 32 条第 1 項第 6 号該当物件)

28 露店の占用

1 露店の占用は、歴史的由来等をもって行われてきた祭典、縁日、歳の市、市日等において、従前から出店してきた露店に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路では歩道上とし、歩車道境界から 1.5m 以内で、かつ、歩道幅員の 2 分の 1 を超えない区域とすること。
- (2) 歩道を有しない道路では路端から 2 m 以内で、かつ、道路幅員の 3 分の 1 を超えない区域とすること。
- (3) 換気孔上または百貨店、映画館、もしくは劇場の出入口その他混雑する場所を避けること。
- (4) 各店の間口は 2 m 以下、奥行は 1 m 以下とすること。
- (5) 露店の延長 10m ごとに 1 m 以上の間隔を設けること。

2 新聞売場、宝くじ売場、靴みがきまたは靴修理所等の占用については、原則として、従前から占用していた者に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路では、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路では、路端寄りとすること。
- (2) 前項(3)によること。
- (3) 占用面積は、1 m²以内とし販売台等は折りたたみ式で無蓋^{がい}のものとする。

29 商品置場の占用

営業用具、商品等（自動販売機を除く。）の置場の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 路面に固定せず、移動が容易なものとする。
- (2) 歩道上に限るものとし、その出幅は、路端から 0.2m 以内とすること。

(令第 7 条第 1 号該当物件)

30 突出看板等の占用

建築物から突き出す看板等の占用については、次の各号によらなければならない。

- (1) 1 営業所、1 事業所または 1 作業所につき 2 個以内とすること。ただし、切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する 0.5 m²以下の看板および広告用日よけを除く。
- (2) 看板の下端は、歩道上では路面から 2.5m 以上、歩道を有しない道路では路面から 4.5m 以上とすること。なお、品川区景観計画（平成 23 年 4 月 1 日運用開始）に基づく重点地区に指定された地区においては、出幅 0.5m 以内について歩道を有しない道路の基準を適用しない。
- (3) 看板の出幅は、袖看板については、路端から 1.0m 以下、建築物の壁面を利用する平面看板については、0.3m 以下とすること。
- (4) 板面を回転式としないこと。
- (5) 地下街において看板を占用する場合は、次に掲げるところによること。

- ① 看板の下端は、床面から 2.5m以上とすること。
 - ② 袖看板の出幅は、0.8m以下、縦の長さは、0.3m以下とすること。
 - ③ 平面看板を設ける場合の出幅は、0.1m以下とすること。
- (6) 看板を柱に取り付ける場合は、その柱を道路敷地外に設けること。

31 電柱等に添加または巻き付ける看板の占用

電柱、電話柱、消火栓標識（以下「電柱等」という。）に添加し、または巻き付ける看板の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) この基準の施行日から 6 ヶ月を経過した日以降に新設または主要幹線道路の電柱等に添加し、または巻き付けるものでないこと。
- (2) 主要幹線道路にあつては、橋（長さ 20m以下のものを除く。）、トンネルまたは踏切道の前後それぞれ 10m、交通信号機または道路標識の手前（車輛の進行方向からみていう。） 5 m および後方 1 m、バス停留所または交差点（車道幅員 5.5m以上の道路との交差点に限る。）の前後それぞれ 5 m 以内の区域に設けないこと。ただし、道路の方向に平行して設ける添架看板および車輛の進行方向に直面しない位置に取り付ける巻き付け看板は、この限りでない。
- (3) 巻き付け看板は、市街地を形成している区域内の主要幹線道路においては、車輛の進行方向に直面しない位置に取り付けること。
- (4) 添加看板相互間または巻き付け看板相互間の距離は、道路の一侧につき 20m以上とすること。
- (5) 添加看板を歩道に設ける場合は、車道側に突き出さないこと。
- (6) 添加看板の下端は、歩道上では路面から 3.5m以上、歩道を有しない道路では 4.5 m以上とすること。
- (7) 看板は、1 柱に 1 個（巻き付け看板は、1 個を 2 面として取り付けることができる。）とすること。
- (8) 電柱および電話柱に添加する看板は、幅 0.45m以下、長さ 1.1m以下とし、消火栓標識に添加する看板は幅 0.8m以下、長さ 0.4m以下とすること。
- (9) 巻き付け看板は、幅 0.33m以下、長さ 1.5m以下とし、その下端は、路面から 1.6 m以上とすること。

32 バス停留所標識に添加する広告の占用

1 バス停留所標識に添加する広告の占用については、標識の占用者である一般乗合旅客自動車運送事業者が添加するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 計画的に標識の整備を行う場合であること。
- (2) 在来の簡易な標識（通称ダルマ式等）および道路の路端に設置した標識には、添加しないこと。
- (3) 添加広告の掲出面積は、表示板（片面）の表示面の広さ 3分の1以内とすること。
- (4) 添加広告は、表示板の最下段に掲出すること。
- (5) 添加広告の掲出面は、次に掲げるところによること。

- ① 歩道上にある標識が道路の方向に平行して設置されている場合は、歩道面
 - ② 道路の方向に直角に設置されている場合は、進行車輛の非対向面
- (6) 地色は、白とすること。
- 2 照明式バス停留所標識およびバス・ロケーション・システムのためのバス停留所標識に添加する広告の占用については、前項本文によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (1) 添加広告は、標識 1 本当たり進行車両の非対向面および歩道面の 2 面とすること。
 - (2) 添加広告の掲出面積は、照明表示ボックスの表示面（各 1 面）の広さの 3 分の 1 以内とすること。
 - (3) 添加広告は、照明表示ボックスの最下段に掲出すること。

33 バス停上屋に添加する広告板の占用

バス停上屋に添加する広告板（以下「添加広告板」という。）の占用については、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成 26 年 4 月 10 日国道利第 2 号）によるもののほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 添加広告板の占用場所は、上屋の壁面のうち、車道から上屋に正対して右側の壁面に限るものとする。ただし、駅前広場の交通島における当該広告物については、この限りでない。
- (2) 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるものでないこと。ただし、駅前広場の交通島における当該広告物については、この限りでない。
- (3) 添加広告板の幅および高さは、上屋の幅および高さの範囲内のものであること。ただし、車道と直角に添加広告板を設置する場合には、その幅を 1.8m 以下（柱を含む。）とし、地表部と壁面との間を 50 cm 以上空けること。
- (4) 添加広告板の材質および形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、一般交通および道路管理上支障ないものであること。
- (5) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障をおよぼすおそれのあるものでないこと。
- (6) 添加広告板は、内照式とすることができる。ただし、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがあると認められる場合は、この限りでない。
- (7) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1 箇所につき 2 m² 以内であること。
- (8) 添加広告板を用いて掲示する広告物は、添加広告板の表面および裏面にそれぞれ 1 箇所ずつ掲示する場合を含めて、全体で 2 箇所以内であること。
- (9) 添加広告板を用いて掲示する広告物の扱いは、次に掲げるところによること。
 - ① 東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）によること。
 - ② 反射材料式ではないこと。
- (10) 添加広告物を用いて掲示される広告物により得られた収入は、すべてバス停上屋の整備および維持管理に要する費用に充てること。

34 タクシー乗場上屋に添架する広告板の占用

タクシー乗場上屋に添加する広告板の占用については、前条の規定を準用するものとする。

35 掲示板の占用

掲示板の占用については、国または地方公共団体が設置するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 路端寄りに設けること。ただし、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づく住居表示案内掲示板については、やむを得ない場合は、次の場所に設けることができる。
 - ① ガードレールの設置してある歩道内の車道寄り
 - ② 横断歩道橋の階段下の部分
- (2) 高さ 2 m 以下、長さ 1.5 m 以下、柱の長径または直径は 0.15 m 以下とし、これに^{ひさし}庇を設ける場合には、出幅 0.3 m 以下、下端は路面から 1.7 m 以上とすること。
- (3) 材質は、容易に腐朽または褪色しないものであること。
- (4) 占用者名および掲示事項以外の広告等を掲出しないこと。
- (5) (1)ただし書きの場合は、掲示板の裏面に地点標示（町・丁目または著名地点名）を記載し、通行者の便に供すること。

36 バス総合案内板等の占用

バス総合案内板または地理案内板の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者または地方公共団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等バスの路線または交通の案内の必要が高い場所で、道路交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 地理案内板は、町区域、町名および街区符号ならびに道路、河川、各所、旧跡、交通、教育、文化施設、公共施設および著名な建物・施設等を掲出するとともに、必要に応じ凡例等を表示したものであること。
- (3) 案内板は、原則として横 2.5 m 以下、縦 2 m 以下とし、ボックス型とする場合の幅は 0.15 m 以下とすること。ただし、バス案内板については、路線数が多く、かつ、交通上特に支障がない場合には横 3.5 m 以下、縦 2.5 m 以下とすることができる。
- (4) 案内板の頭部に^{ひさし}庇または照明施設を設ける場合は、出幅 0.3 m 以下、下端は路面から 2.5 m 以上とすること。
- (5) 案内板の上端は、路面から 3 m 以下とすること。
- (6) 案内板の下端は、路面から 0.5 m 以上とすること。
- (7) 支柱は、鋼材類のもので長径または直径 0.2 m 以下とし、2 本以内とすること。
- (8) 照明施設の配線は、地下に埋設すること。
- (9) 案内板の右側下部に横 0.15 m 以下、縦 0.05 m 以下で占用者名を表示すること。
- (10) 案内板には、広告物等を掲出しないこと。

37 バス停留所標識の占用

1 バス停留所標識の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 停車したバスの車体が、街角、消火栓、横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路および地下鉄出入口から5m以上の距離を保つことができる位置に設けること。
 - (2) 同一路線バスの標識は、原則として、同型のものとする。
 - (3) 複数の路線バスが運行する同じ場所のバス停留所については、可能な限り標識を統合すること。
 - (4) 標識は、原則として、道路の方向に平行して設置すること。ただし、次の場合には、この限りではない。
 - ① 駅前広場または歩道に設置する場合で、交通に支障とならないとき。
 - ② 標識の頭部に、停留所番号、会社マークまたは会社名等を表示する表示板を設置する場合（その表示板に限る。）
 - (5) 停留所番号等を表示する表示板は、原則として、長径または直径0.35m以下とすること。
 - (6) 標識は、地点表示の機能を持たせることとし、その表示は原則として、停留所名と併記すること。
 - (7) 広告物の掲出については、26「バス停留所標識に添加する広告の占用」によること。
- 2 無照明式バス停留所標識の占用については、前項によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 標識は、原則として、支柱と表示板から構成されたものとする。
- (2) 標識の上端は、路面から3m以下とすること。
- (3) 表示板の下端は、路面から0.5m以上とすること。
- (4) 表示板（支柱部分を含む。）は、幅0.5m以下とすること。
- (5) 支柱は、長径または直径0.1m以下の白色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。

3 照明式バス停留所標識の占用については、第1項によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 標識は、交通に支障とならない次に掲げる場所に設置すること。
 - ① 駅前広場
 - ② 歩道（原則として、設置後、1.5m以上の余地が確保できる場所に設置すること。）
- (2) 標識は、1本の支柱と照明表示ボックスから構成されたものとする。ただし、必要がある場合には、標識の頭部に、停留所番号等を表示するための表示板および照明用自動点滅器を設置することができる。
- (3) 標識の上端は、路面から3.5m以下とすること。
- (4) 照明表示ボックスは、原則として、幅0.4m×0.3m以下とし、長さ2m以下の直方体とすること。
- (5) 照明表示ボックスの高さは、路面から0.5m以上、3m以下に位置させること。
- (6) 支柱は、長径または直径0.1m以下の白色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。

(7) 照明施設の配線は、原則として支柱内処理し、地下に埋設すること。

4 バス・ロケーション・システムのためのバス停留所標識の占用については、第1項によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 標識は、交通に支障とならない次に掲げる場所に設置すること。

① 駅前広場

② 歩道（原則として、設置後、1.5m以上の余地が確保できる場所に設置すること。）

(2) 標識は、アンテナを兼ねた支柱と路上送受信機を内蔵した照明表示ボックスから構成されたものとする。ただし、必要がある場合には、標識の頭部に、停留所番号等を表示するための表示板および照明用自動点滅器を設置することができる。

(3) 照明表示ボックスは、原則として幅0.45m×0.45m以下とし、長さ2.2m以下の直方体とすること。

(4) 照明表示ボックスの高さは、路面から0.5m以上、3m以下に位置させること。

(5) 支柱は、長径または直径0.15m以下の薄緑色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。

(6) 支柱（アンテナ）の車道方向への張出しは、6m以下とし、かつ、その下端は路面から5m以上とすること。

(7) 照明施設等の配線は、原則として、支柱内処理し、地下に埋設すること。

38 案内標識の占用

1 タクシー乗場標識の占用については、運輸支局および一般乗用旅客自動車運送事業者の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）により設けるものおよび従前から乗車場として利用されている場所に設けるものであること。

(2) 歩道を有する道路の歩道上に設けること。

(3) 標識板は、1辺が0.6m以下とし、標識の上端は、路面から2.5m以下とすること。ただし、支柱から突き出す型の標識については、標識板の下端は、路面から3.5m以上とすること。

(4) 標識には、占用者名および利用案内等業務上の表示以外の広告物等を掲出しないこと。

2 駐車場案内標識および満・空表示板の占用については、国、地方公共団体および一般社団法人東京駐車協会が設けるものに限るものとし、次の各号により設置されたものに限り、許可することができる。

(1) 標識の設置位置は、交通上支障とならない位置とし、既設標識の視認の妨げとならない位置とすること。

(2) 設置本数は、当該駐車場の出入口から200m以内に、原則として8本以内とすること。200m以内に2以上の駐車場がある場合についても同様とする。

(3) 標識の構造および規格については、次に掲げるところによること。ただし、平成15年3月31日以前に設置された標識については、なお従前の例による。

- ① 表示形式については、駐車場の利用者の利便性を考慮し、内照式表示板および高輝度表示板の設置ならびに電光表示型の満・空表示を行うことができる。内照式表示板を設置する場合および電光表示を行う場合の配線は、原則として支柱内処理し、地下に埋設すること。
 - ② 表示内容は、車を駐車場へ誘導するための必要最小限のものとする。
 - ③ 標識の構造については、次に掲げるところによること。
 - ア 柱は、原則として単柱式とし、オーバーハング式は設置してはならない。ただし、内照式表示板を設置する場合または電光表示を行う場合は、複柱式とすることができる。
 - イ 表示板の大きさは、満・空表示等も含め、縦1.2m、横0.6m以内とすること。
 - ウ 路面から表示板の下端までは、2.5m以上とすること。
 - エ 路面から表示板の上端までは、5.0m以下とすること。
 - ④ 標識の色彩については、白、紺および赤の3色を基調としたものに統一すること。また、字体については、利用者が見やすいよう配慮すること。
- 3 消防水利標識および消火栓標識の占用については、消防長または消防署長が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 標識は、消防水利施設または消火栓1か所につき1本とすること。ただし、消防水利施設が河川、ほり、運河等の場合は、100m以上の間隔を保持し、必要数を設置できる。
 - (2) 消防水利施設または消火栓から原則として5m以内の位置に設けること。
 - (3) 消火栓標識（広告をその下に添架する場合はその広告）の下端は、歩道上では路面から3.5m以上、車道上では4.5m以上とすること。
 - (4) 消防水利標識には、占用者名以外の広告物等を掲出しないこと。
 - 4 地下鉄出入口の案内標識の占用については、鉄道事業者が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 地下鉄の出入口が道路敷地外等であり、利用者にとって出入口が認識しにくい場所であること。
 - (2) 歩道を有する道路においては、歩道内の車道寄りに設け、歩道を有しない道路においては、当該地下鉄出入口の構造物に添加すること。
 - (3) 標識は、縦1m、横0.8mとし、その下端は、歩道上3.5m以上、車道上4.5m以上とすること。
 - 5 公共施設等の案内標識の占用については、道路管理者の設ける案内標識を補完するものであって、国または地方公共団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 歩道を有する道路の歩道内の車道寄りに設けること。ただし、歩行者の通行または車両の視認性を妨げるおそれのある交差点等には設けないこと。
 - (2) 案内標識は、原則として道路と平行に設けること。
 - (3) 案内標識を設置する場所は、鉄道等の駅の周辺または主な屈曲点付近とすること。ただし、同一道路上に案内する施設が多くある場合は、できる限り一つに統合の上設置すること。
 - (4) 案内できる施設は、原則として公共施設とすること。

- (5) 柱式の案内標識は、高さ 2.0m以下、支柱の太さ 0.4m以下とすること。
- (6) 腕木式の案内標識は、腕木の長さ片側 0.8m以下、かつ、両側 1.6m以下、高さ 2.0m以下、支柱の太さ 0.15m以下とすること。
- (7) 表示板式の案内標識は、長さ 0.8m以下、幅 0.6m以下、高さ 1.0m以下、支柱の太さ 0.3m以下とすること。
- (8) 掲示板式の案内標識は、長さ 0.8m以下、高さ 2.0m以下、支柱の太さ 0.15m以下とすること。
- (9) (5)から(8)までの規定にかかわらず、駅前広場に設置する総合的な案内標識は、長さ 2.5m以下、幅 0.6m以下、高さ 2.0m以下とすることができる。
- (10) 標示板の下端は、路面から 0.9m以上とすること。
- (11) 占用者名および標示事項以外の広告等を掲出しないこと。

39 理容院等の標識の占用

商店、会社、商品等の名を表示しない理容院、美容院、クリーニング店等の業種を示すマークの表示物または時計板であって建築物等に取り付けるものの占用について、24「突出看板等の占用」を準用する。

40 アーチ型装飾燈の占用

アーチ型装飾燈の占用については、商店会等の団体の設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、2「装飾燈の占用」((1)、(3)、(4)を除く。)によらなければならない。

- (1) 幅員 8 m未満の歩道を有しない道路に設けること。
- (2) 燈柱は、道路敷外に設けること。やむを得ず道路に設ける場合は、道路の有効幅員を 6 m以上確保すること。
- (3) 道路の上空を横断する構造物および光源の下端は、路面から 5.5m以上とすること。
- (4) 燈柱の設置間隔は、100m以上とすること。ただし、設置区間の延長が 100m未満の場合は、その設置区間の両端に設けること。
- (5) 商店会名を表示した看板を道路の上空を横断して、アーチ型装飾燈に添加する場合は、設置区間の両端の装飾燈に限ること。

41 跨道広告の占用

道路の上空を横断する跨道広告の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 祭礼または年末、年始、中元の売り出し等、臨時に設けるものに限るものとし、その設置期間は、1 カ月以内とすること。
- (2) 歩道を有する道路の歩道上に設けること。
- (3) 支柱の一方は車道寄りに、他の一方は原則として道路敷地外に設けること。
- (4) 道路の上空を横断する広告物の下端は、路面から 3.5m以上、上端は、4.5m以下とすること。

- (5) 設置間隔は、50m以上とし、両端に設ける場合は、道路の一侧 100m以上の交互（千鳥）設置とすること。

（令第7条第4号該当物件）

42 足場、仮囲い等の占用

家屋、障壁等の工事に伴う足場、仮囲い、落下物防護用施設（朝顔）の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路では、歩道上とし、その出幅は路端から1 m以下で有効幅員の3分の1以下とすること。歩道を有しない道路では、路端から1 m以下で、道路幅員の8分の1以下とすること。ただし、落下物防護用施設については、必要な出幅とすることができる。
- (2) 掛け出し足場を設ける場合は、歩道上では路面から3 m以上、歩道を有しない道路では、路面から4.5m以上とすること。
- (3) 落下物防護用施設については、その下端は、歩道上では4 m以上、歩道を有しない道路では5 m以上の高さとする。
- (4) 仮囲いに取り付ける出入口の扉は、道路に面して外開きとしないこと。
- (5) 仮囲いには、法令の定めまたは監督官公署の指示による表示および施工主、請負業者の表示（必要最小限に限る。）以外のものを掲出しないこと。
- (6) 仮囲いには、消火栓、マンホール等の操作、開閉に支障のないようにし、その位置を明示しておくこと。

43 跨道構台の占用

跨道構台の占用については、原則として、落下物防止の目的で設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 幅員が2.7m以上の歩道上に設けるものとし、有効幅員3分の2以上を確保すること。
- (2) 支柱の1方は、車道寄りに、他の1方は、道路敷地外または仮囲いの中に設けること。
- (3) 構造物の下端は、路面から3 m以上とし、方杖を設ける場合は、その下端を路面から2.5m以上とすること。
- (4) 屋根は、路端側に傾斜させること。
- (5) 街角に設ける場合は、交通の見通しを妨げないものであること。
- (6) 構台の下には、適当な照明施設を設けること。
- (7) 構台には、一切の広告物等を掲出しないこと。

44 詰所の占用

1 公共事業および公益事業のための工事に伴って、現場監督員が待機する詰所の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 橋詰広場、法敷、高架道路下等道路の有効幅員外に設けること。
- (2) 規模は、現場監督員が待機するのに必要な最小限のものとする。

- (3) 人家に面した部分には、原則として窓を設けないこと。やむを得ず窓を設ける場合は、目隠しを施すこと。
- (4) 詰所には法令の定めまたは監督官公署の指示による表示以外のものを掲出しないこと。
 - 2 構台の上に設ける詰所の占用については、34「^こ跨道構台の占用」によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 規模は、現場監督員が待機するのに必要な最小限のものとする。
 - (2) 給排水施設および便所等を設けないこと。
 - (3) 詰所へ出入りする階段は、道路敷地外または仮囲いの中に設けること。

(令第7条第6号該当物件)

45 特定仮設店舗等の占用

特定仮設店舗、その他仮設建築物の占用については、次の各号に掲げるところによるほか、「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和32年7月9日付道発第190号)によらなければならない。

- (1) 事業施行地区と占用しようとする場所が近接し、かつ、付近の既設店舗等と利害関係の対立しない場所であること。
- (2) 道路の有効幅員外または歩道を有する道路の歩道上とすること。
- (3) 平屋建てとすること。

(令第7条第9号該当物件)

46 高架道路下の占用

高架道路下の占用は、「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」(平成21年1月26日付国道利第19号)によらなければならない。

(令第7条第12号該当物件)

47 自転車等駐車器具の占用

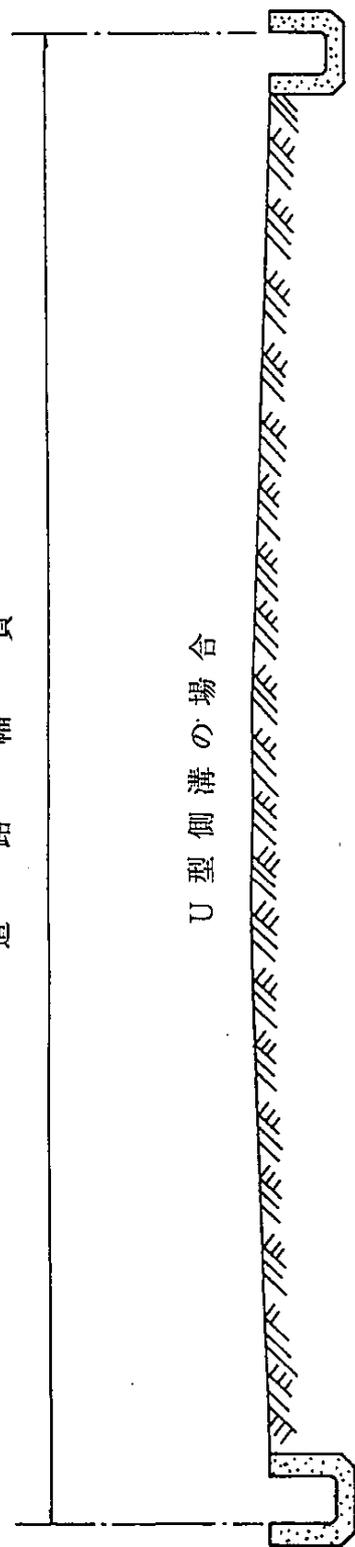
自転車、原動機付自転車または二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用については、「道路法施行令の一部改正について」(平成18年11月15日国道利第31号)の「別紙 自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車止め装置その他の器具の占用許可基準」によらなければならない。

道路占用物件配置標準

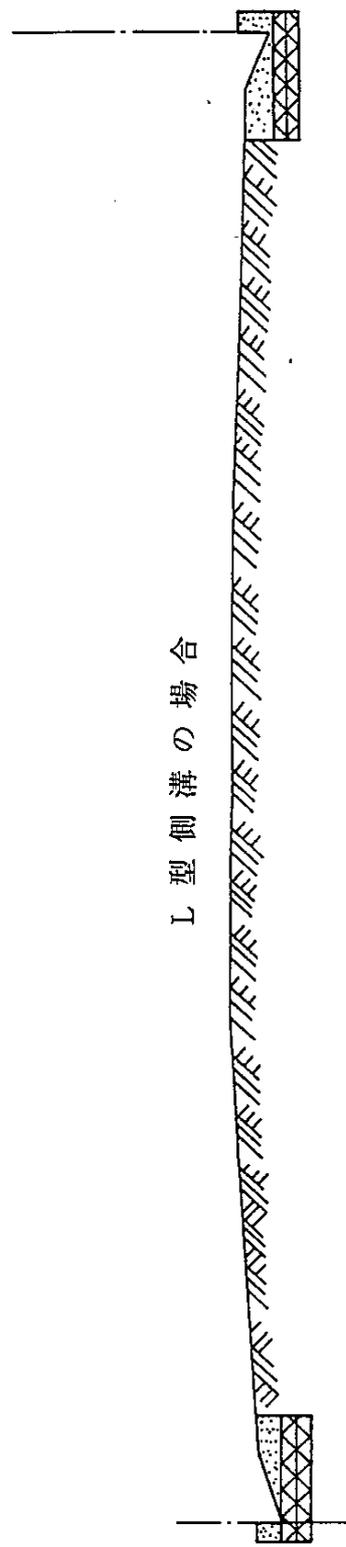
道路標準横断面図

(歩車道の区別のない道路)

道路幅員



U型側溝の場合

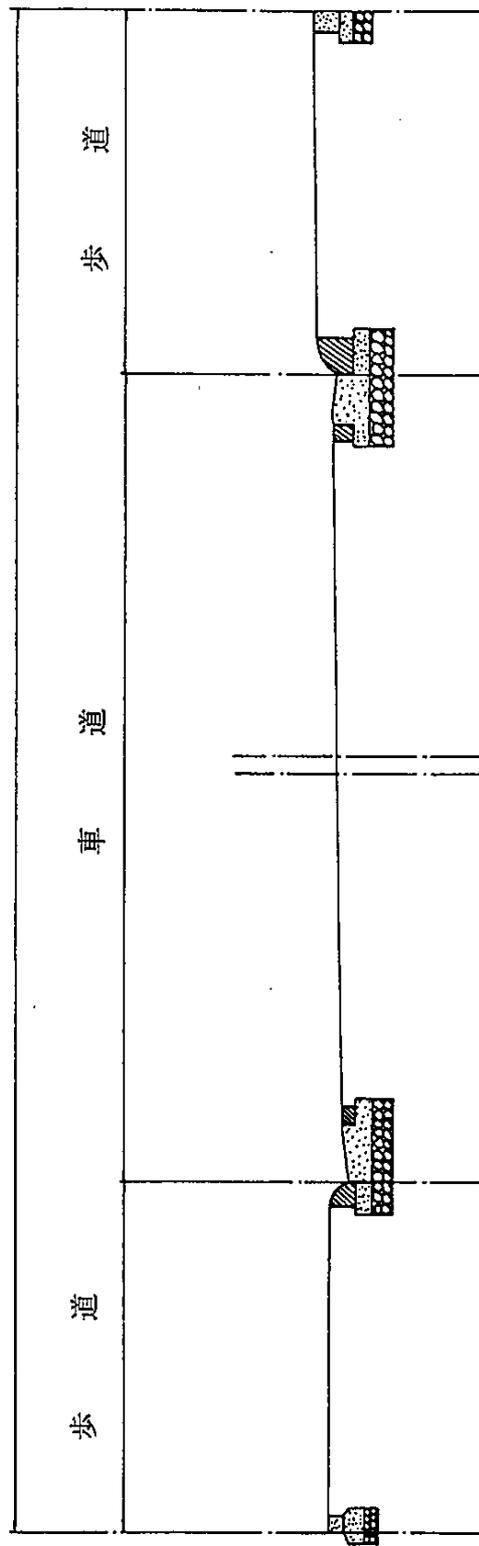


L型側溝の場合

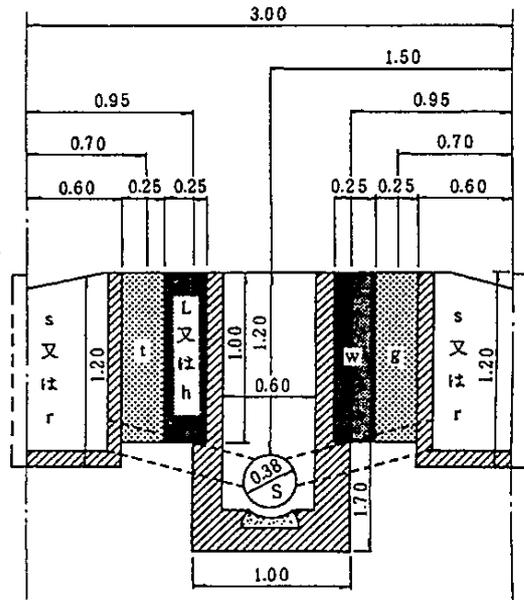
道路標準横断面図

(歩車道の区別のある道路)

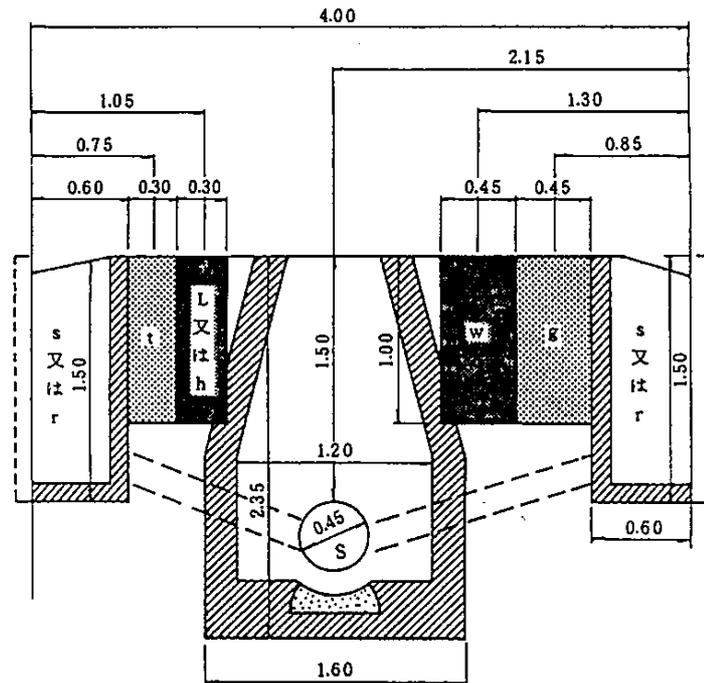
道路幅員



幅員 3 m

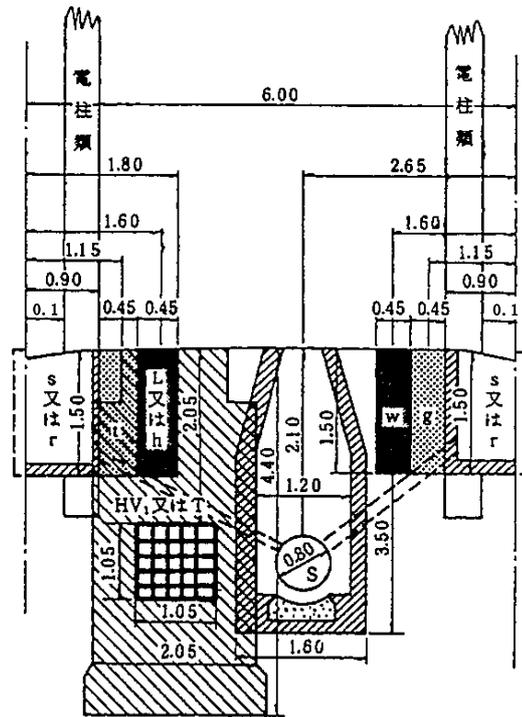


幅員 4 m

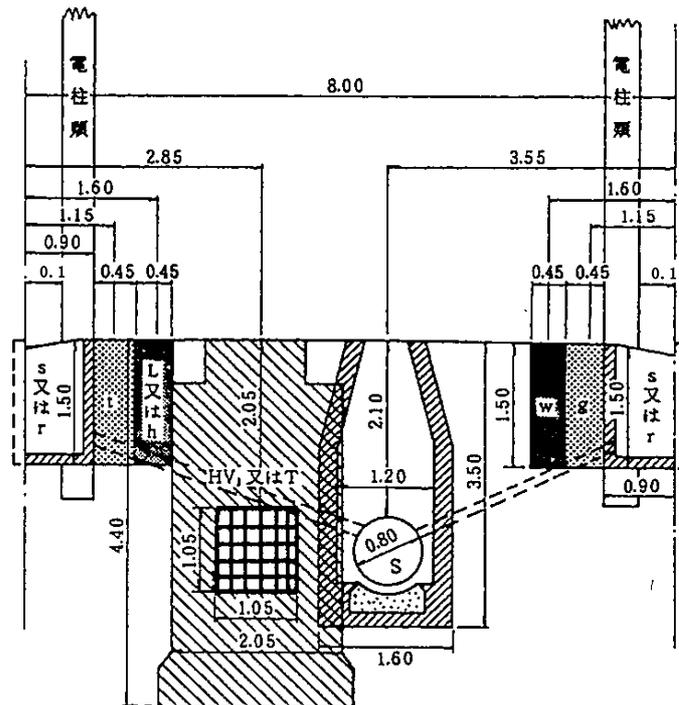


1. 路幅内にはなるべく電柱を建設しないこととし、各戸引込線は直接又は共同引込法によること。
2. w、L及びhはSの人孔の箇所においては適宜迂曲すること。

幅員 6 m

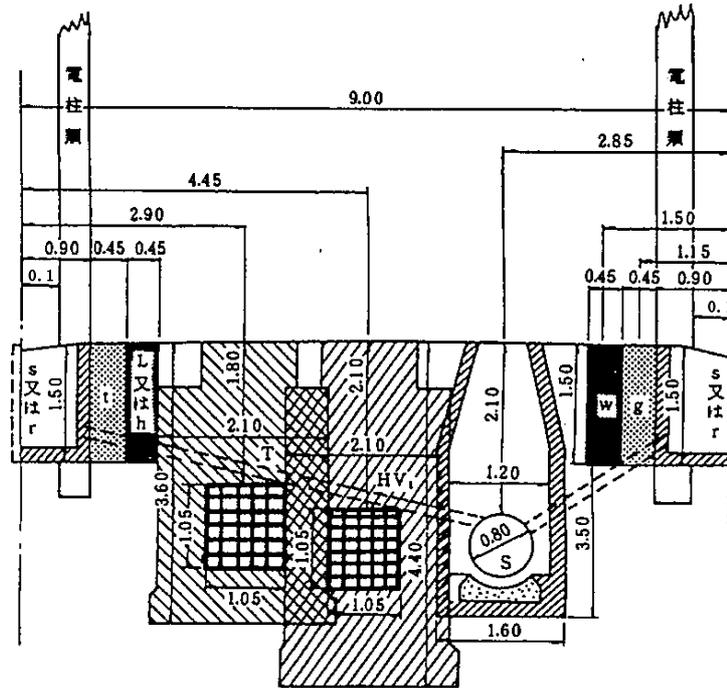


幅員 8 m

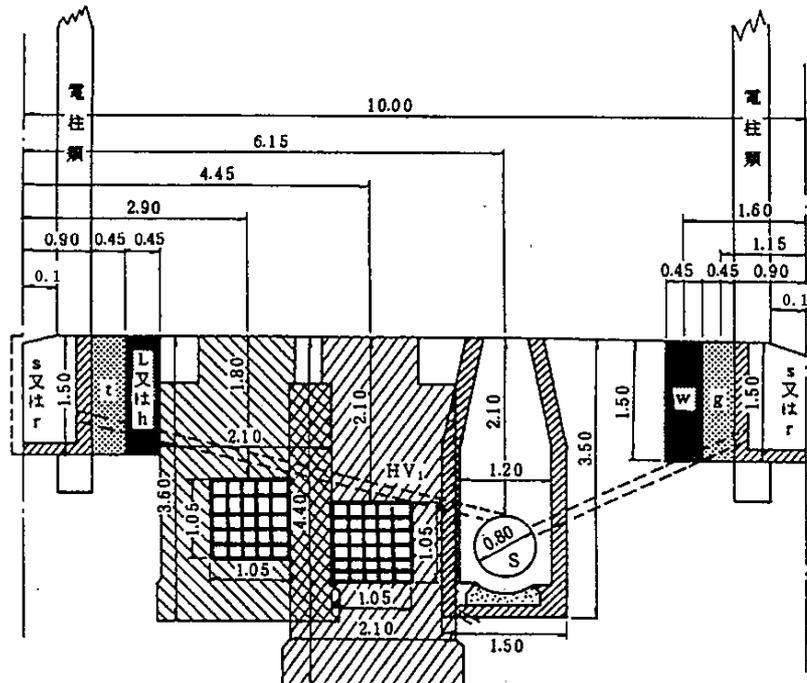


1. t、L及びHV₁又はT、人孔の部分にては適宜迂曲すること。
2. 下水取付管がw、g、L、h及びtに支障を来す時は、適宜上下すること。

幅員 9 m

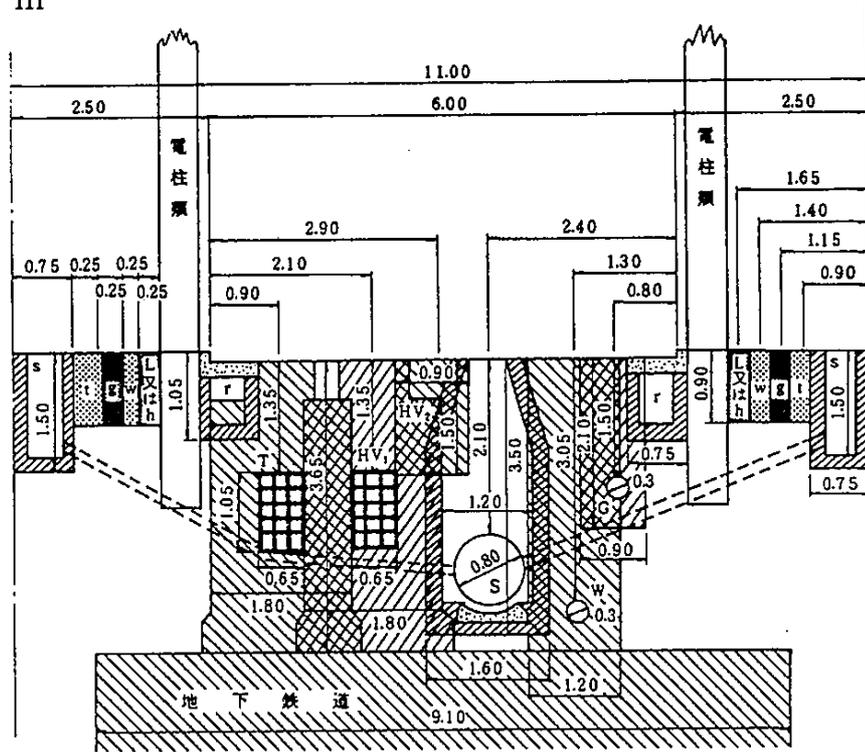


幅員 10 m

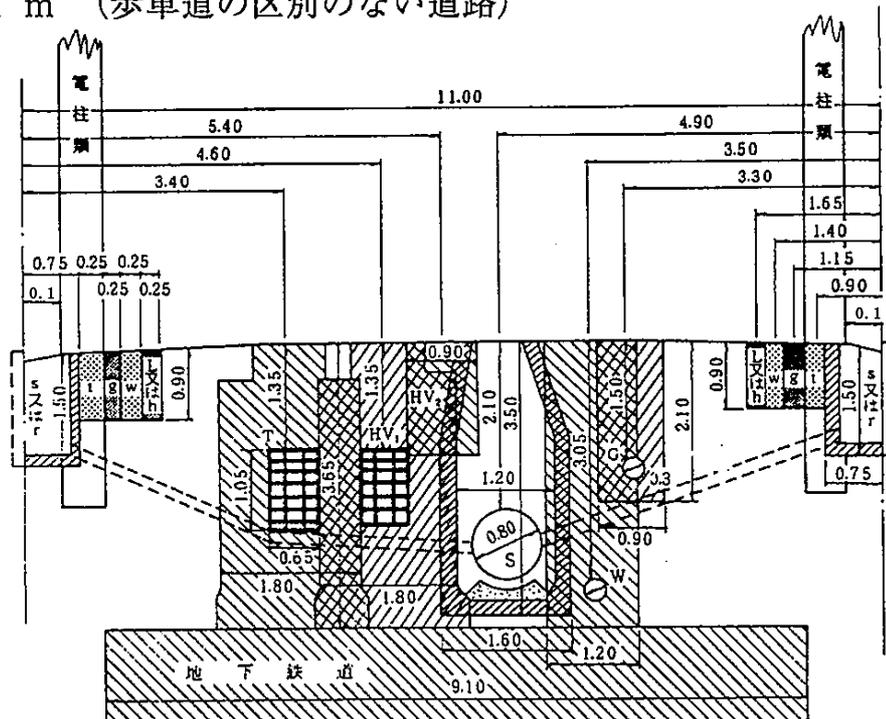


1. 下水取付管がT、HV₁、w、g、L、h及びtに支障を来す時は、適宜上下すること。

幅員 11 m



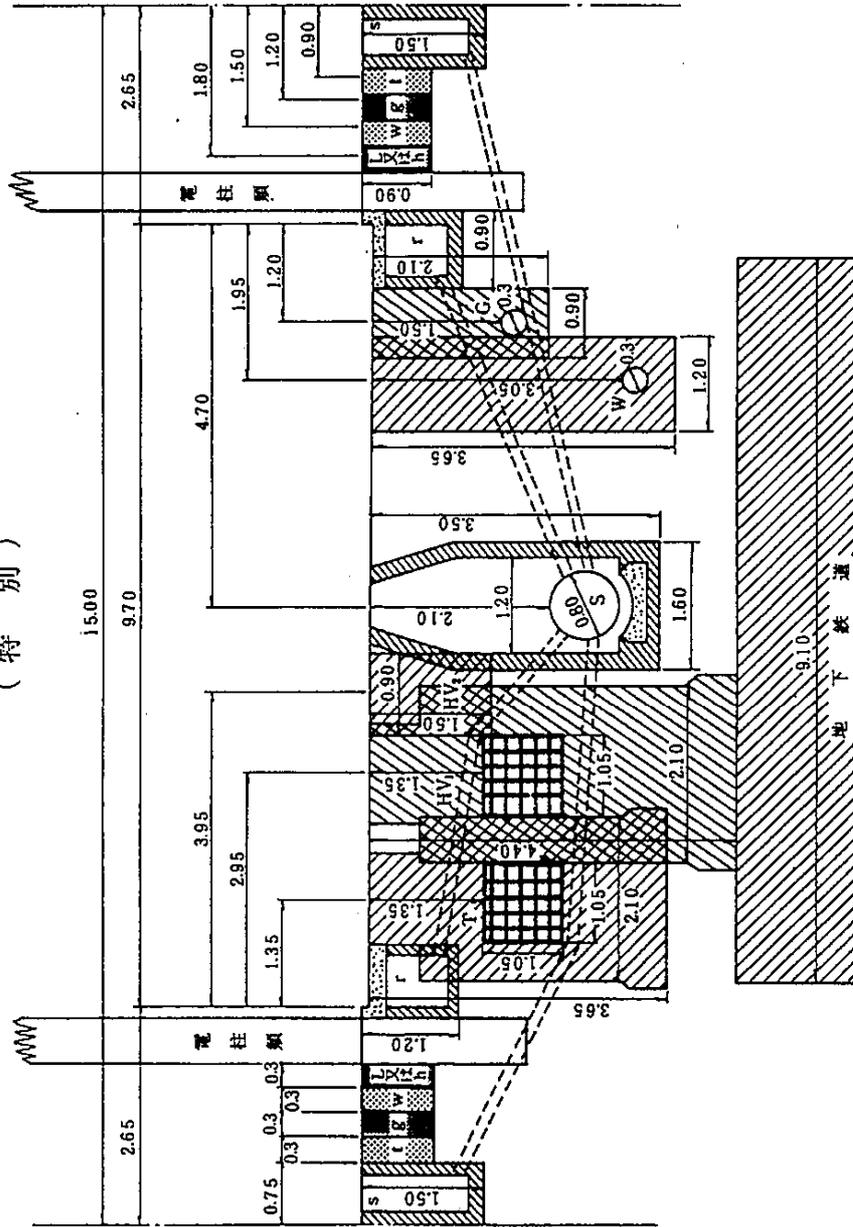
幅員 11 m (歩車道の区別のない道路)



1. t は電柱のある箇所においては迂曲すること。
2. HV₂ は人孔の部分にては適宜迂曲すること。

幅員 15 m

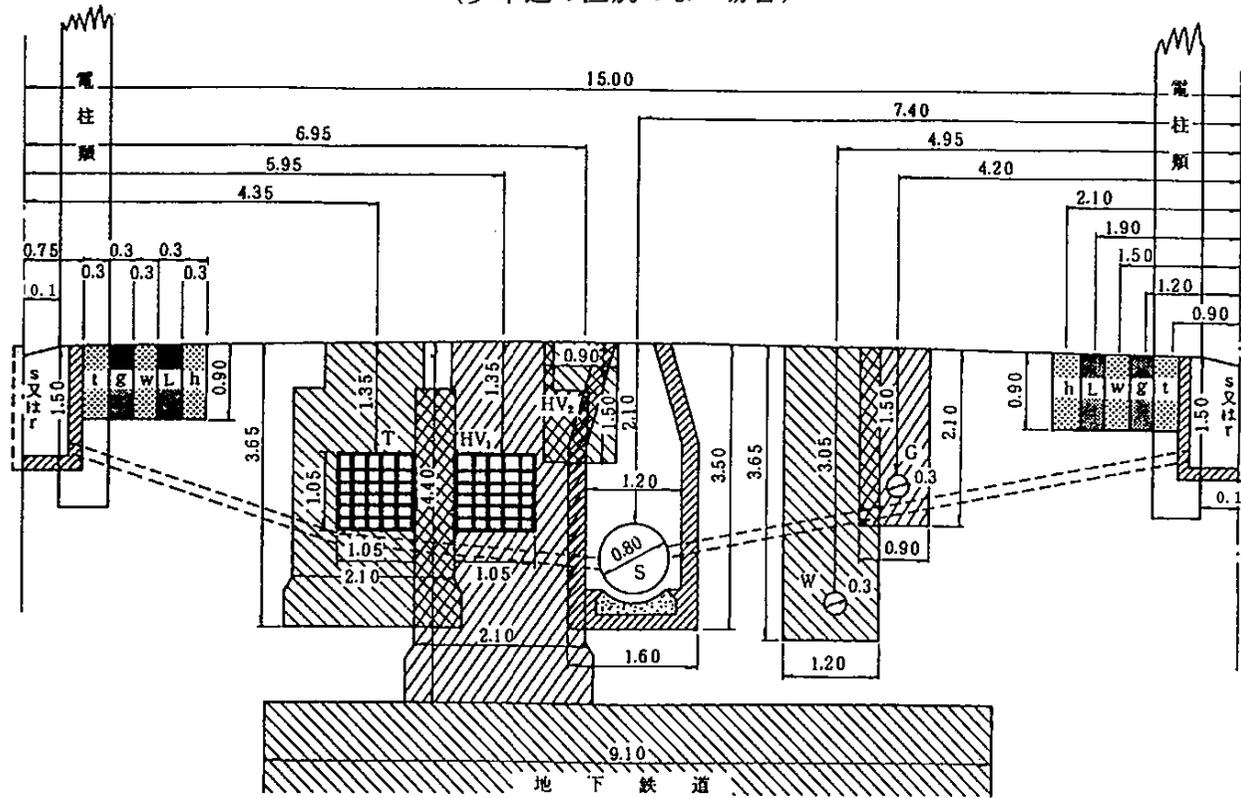
(特 別)



1. 本配置図は交通量多い特定箇所に応用すること。
2. HV₂は人孔の部分には適宜迂曲すること。

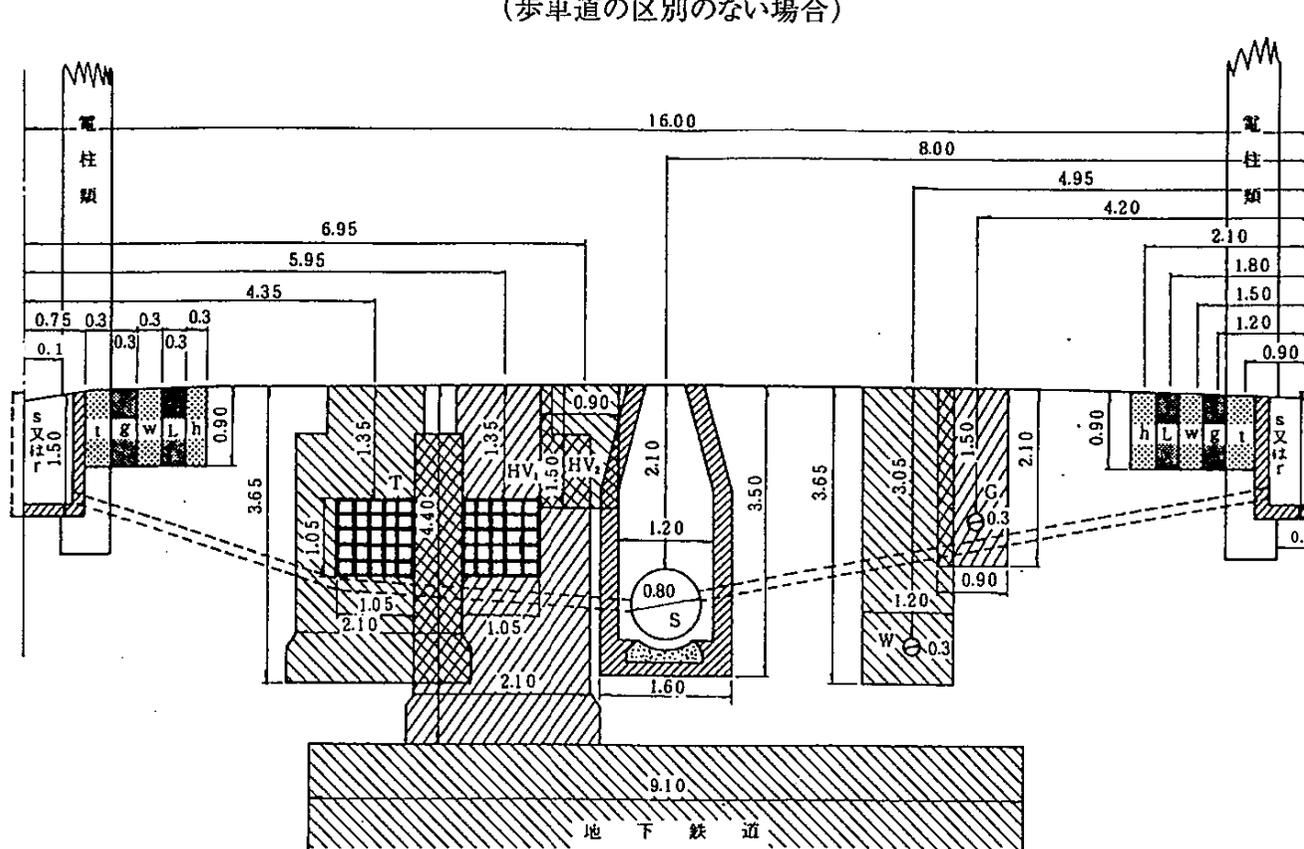
幅員 15 m

(歩車道の区別のない場合)



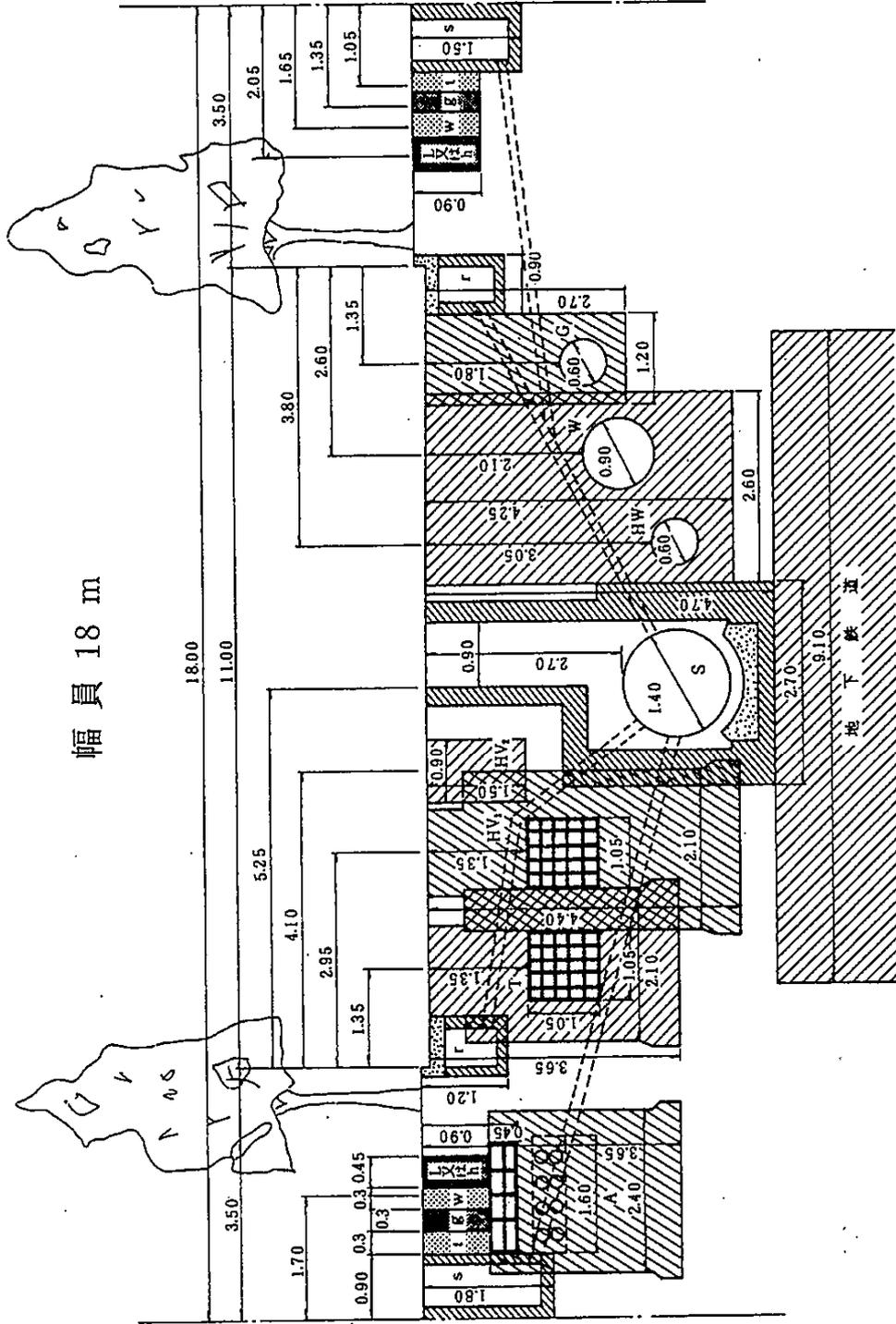
1. t は電柱のある箇所においては迂曲すること。
2. HV₂ は人孔の部分においては適宜迂曲すること。

幅員 16 m
 (歩車道の区別のない場合)



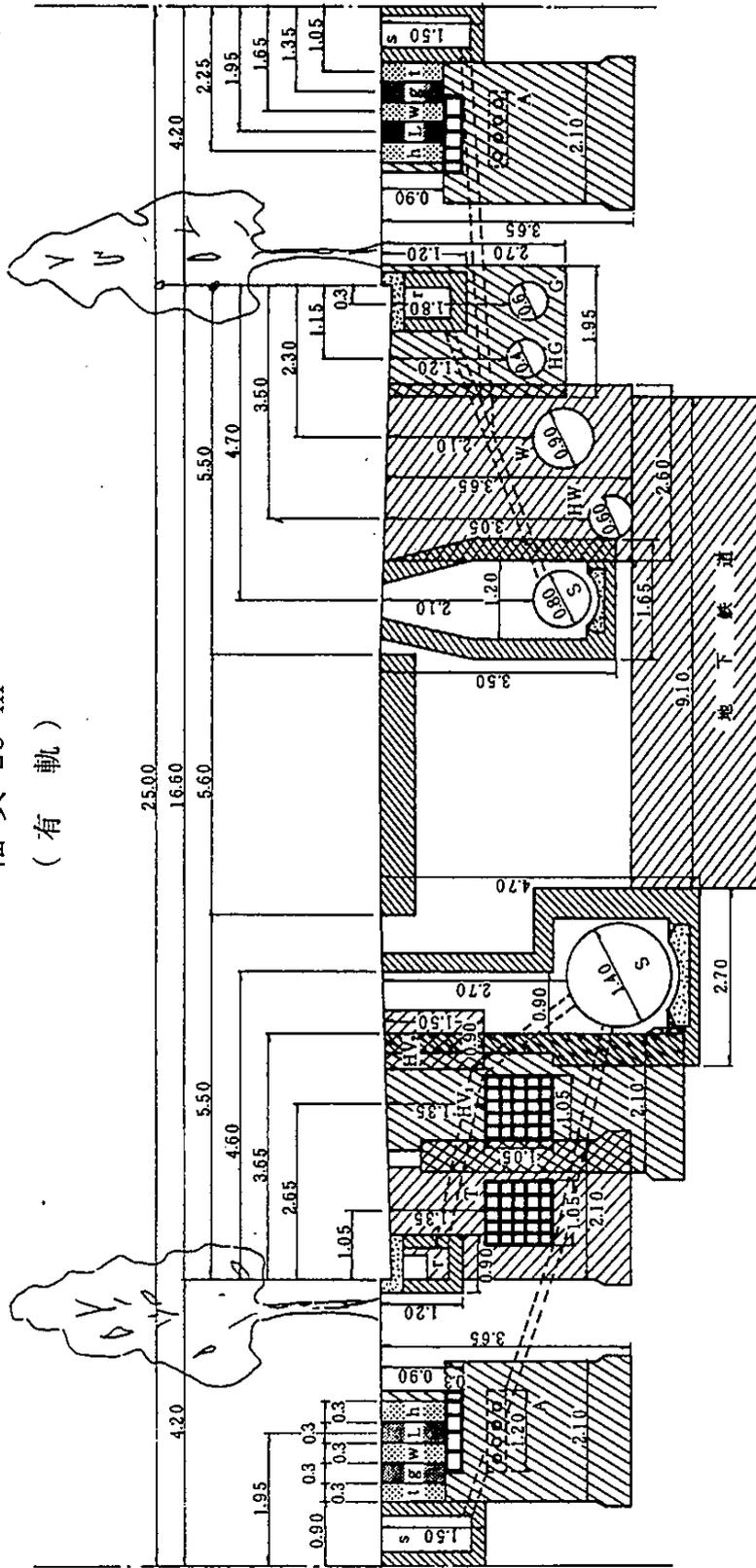
1. tは電柱のある箇所においては迂曲すること。
2. HV₂は人孔の部分においては適宜迂曲すること。

幅員 18 m



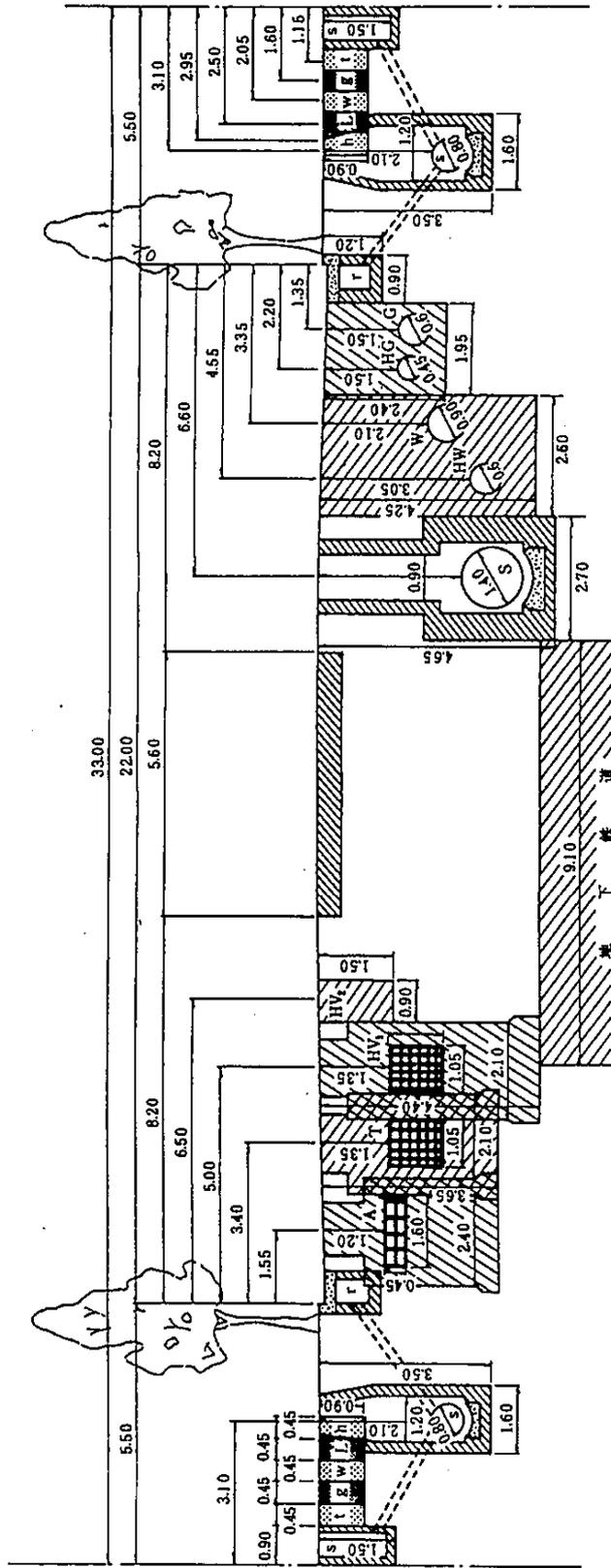
1. Aの「ダクト」は人孔においては破線で示すとおり土被り1.5m以上とする。
2. t、g、w、L及びhはAの人孔の箇所においては迂曲すること。
3. 電送管を埋設しない道路ではsは破線で示すとおり深さ1.5mとする。

幅員 25 m
(有軌)



1. Aの「ダクト」は四条にして人孔以外では土冠0.9mとし、道路の両側の歩道に設ける。
(人孔のところでは、破線で示すとおり土被り1.5mとする。)
2. t、g、w、L及びhはAの人孔のあるところでは適宜迂曲すること。
3. HV₂はSとHV₁の間を迂曲すること。

幅員 33 m



1. L及びhはS(歩道下)の人孔の箇所においては迂曲すること。

